

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

○ 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

(平成 10 年 3 月 31 日)  
(平成 10 年規程第 5 号)

<b>改正</b>	平成 11 年 2 月 23 日規程第 1 号	平成 22 年 11 月 1 日規程第 13 号
	平成 12 年 2 月 29 日規程第 2 号	平成 22 年 12 月 20 日規程第 14 号
	平成 14 年 2 月 26 日規程第 1 号	平成 23 年 3 月 31 日規程第 3 号
	平成 14 年 2 月 26 日規程第 2 号	平成 23 年 11 月 30 日規程第 6 号
	平成 15 年 2 月 27 日規程第 1 号	平成 25 年 3 月 22 日規程第 3 号
	平成 15 年 11 月 25 日規程第 4 号	平成 25 年 6 月 20 日規程第 4 号
	平成 16 年 3 月 5 日規程第 1 号	平成 26 年 12 月 5 日規程第 3 号
	平成 17 年 11 月 30 日規程第 2 号	平成 27 年 2 月 27 日規程第 2 号
	平成 18 年 3 月 31 日規程第 3 号	平成 27 年 3 月 31 日規程第 4 号
	平成 19 年 6 月 29 日規程第 4 号	平成 27 年 6 月 30 日規程第 6 号
	平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号	平成 28 年 2 月 29 日規程第 1 号
	平成 22 年 9 月 24 日規程第 8 号	平成 28 年 12 月 8 日規程第 4 号
		平成 29 年 2 月 28 日規程第 1 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 2 章 給料

第 1 節 通則 (第 3 条—第 9 条)

第 2 節 新たに職員となった者の職務の級及び号給 (第 10 条—第 18 条)

第 3 節 昇格及び降格 (第 19 条—第 30 条)

第 4 節 昇給 (第 31 条—第 36 条)

第 5 節 降号 (第 36 条の 2)

第 6 節 特別の場合における号給の決定 (第 37 条—第 39 条)

第 7 節 給料の支給 (第 40 条—第 41 条の 5)

第 3 章 管理職手当 (第 42 条—第 45 条)

第 4 章 扶養手当 (第 46 条—第 51 条)

第 5 章 地域手当 (第 52 条)

第 6 章 住居手当 (第 53 条—第 64 条)

第 7 章 通勤手当 (第 65 条—第 79 条の 3)

第 8 章 単身赴任手当 (第 80 条—第 89 条)

第 9 章 削除 (第 90 条・第 91 条)

第 10 章 食事手当 (第 92 条)

第 11 章 時間外勤務手当及び休日勤務手当 (第 93 条—第 97 条)

第 12 章 宿日直手当 (第 98 条)

第 13 章 管理職員特別勤務手当 (第 99 条—第 101 条)

第 14 章 期末手当及び勤務手当 (第 102 条—第 122 条)

第 15 章 雑則 (第 123 条)

附則

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（平成9年愛知県都市職員共済組合規則第9号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において「職員」とは、規則第7条第1項の給料表の適用を受ける者をいう。

## 第2章 給料

### 第1節 通則

(用語の意義)

**第3条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 昇格 職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。
- (2) 降格 職員の職務の級を下位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (4) 能力評価 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- (5) 業績評価 職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。
- (6) 採用試験 理事長が職員を採用するため行う競争試験（次号に規定する経験者採用試験を除く。）をいう。
- (7) 経験者採用試験 民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用することが適当なものとして理事長が定める職への採用を目的とした競争試験をいう。

(平18規程3・一部改正、平29規程1・全部改正)

(等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務)

**第4条** 規則第7条第3項に規定する規程で定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、同表に掲げる職務と同程度の職務の表のとおりとする。

(平29規程1・全部改正)

**第5条から第9条まで** 削除

(平29規程1・削除)

(新たに職員となった者の職務の級)

**第10条** 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

- 2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第2に定める初任給基準表（以下

「初任給基準表」という。)の学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

- 3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、理事長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された他の職員で、当該新たに職員となった者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該新たに職員となった者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。
- 4 新たに職員となった者のうち、前2項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第4号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第19条第4項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあってはあらかじめ理事長の承認を得て当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第16条各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級は、同条各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(平18規程3・一部改正、平29規程1・全部改正)

(新たに職員となった者の号給)

**第11条** 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 前条第2項の規定により職務の級を決定された職員 その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
- (2) 前条第3項の規定により職務の級を決定された職員（以下この号において「経験者試験採用者」という。） 理事長が当該経験者試験採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号給
- (3) 前2号及び次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条の2第1項の規定により得られる号給

(4) 初任給基準表の学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員(第2号に掲げる職員を除く。) その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員(前項第2号に掲げる職員を除く。)の号給については、同項の規定にかかわらず、第13条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(平18規程3、平29規程1・一部改正)

(初任給基準表の適用方法)

**第12条** 初任給基準表は、学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者には適用しない。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分は次に掲げる職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員その他理事長の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定める区分によるものとする。

(平29規程1・全部改正)

(学歴免許等の資格による号給の調整)

**第13条** 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を習得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号給に、次の表の左欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数から同表の中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の右欄に定める数を減じた数(次条第2項において「加算数」という。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、初任給基準表の初任給欄の号給とすることができる。

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

博士課程終了		21
修士課程終了、専門職学位課程修了又は大学6卒		18
大学専攻科卒		17
大学4卒	大学卒	16
短大3卒		15
短大2卒	短大卒	14
短大1卒又は高校専攻科卒		13
高校3卒	高校卒	12
高校2卒		11
	中学卒	9
備考		
<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を終了した者に対するこの表の適用については、同表の左欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の右欄に掲げる数に1を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。</p> <p>2 その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の右欄に掲げる数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める数をもって、同欄に掲げる数とする。</p>		

（平18規程3・一部改正、平29規程1・全部改正）

（経験年数を有する者の号給）

**第14条** 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号又は第4号に掲げる者で理事長の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて理事長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の3に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（理事長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で理事長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第12条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に属する学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (2) 第12条第2項第2号に掲げる者 理事長の定める経験年数

(3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(4) 第1号及び第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 理事長の定める経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

（平11規程1、平18規程3・一部改正、平29規程1・全部改正）

（経験年数）

**第14条の2** 第10条第4項、第11条第1項第2号及び第2項並びに前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分に対して別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（平29規程1・追加）

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

**第15条** 第13条又は第14条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の下位の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（平18規程3、平29規程1・一部改正）

（人事交流等により異動した場合の号給）

**第16条** 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第14条又は前条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 他の地方公務員共済組合に勤務する者（非常勤職員を除く。）
- (2) 地方公務員（非常勤職員を除く。）
- (3) 国家公務員（非常勤職員を除く。）
- (4) 理事長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

（平18規程3、平29規程1・一部改正）

（特殊の職に採用する場合の号給）

**第17条** 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第14条及び第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

（平18規程3・一部改正）

## **第18条** 削除

（平18規程3・削除）

### 第3節 昇格及び降格

（昇格）

**第19条** 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして理事長の定める要件
- (3) 昇格させようとする日以前2年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前2年間における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

ア 職員を昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価（理事長の定めるものに限る。以下この条において同じ。）の全体評語（当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号であって、理事長又はその委任を受けた者による確認が行われたものをいう。以下同じ。）が上位又は中位の段階であること。

イ 職員を昇格させようとする日以前における能力評価及び業績評価の全体評語のうち、直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評価を総合的に勘案して職員が発揮した能力の程度及び職員が果たすべき役割を果たした程度が通常のものを超えるものとして理事長の定める要件（給料表の3級

又は2級に昇格させる場合その他の理事長の定める場合にあつては、当該通常のものを超えるものに準ずるものとして理事長の定める要件を含む。）

ウ 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号。以下「就業規則」という。）第27条の規定による懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

- 3 職員が派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する全体評語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前2年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた職員について昇格させようとする日以前2年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、職員を昇格させることができる。
- 4 前3項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第6に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において理事長が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって、在級期間表の在級期間とすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において理事長が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として理事長の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。
- 6 第4項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第6」とあるのは「理事長の定める要件及び別表第6」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。
- 7 第4項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、理事長の定めるところによるときは、この限りでない。



(平18規程3・一部改正、平29規程1・全部改正)

(在級期間表の適用方法)

第19条の2 在級期間表は、給料表に応じて適用する。

- 2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。
- 3 第12条第2項第2号に掲げる者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となった者として取り扱うものとする。
- 4 第16条又は第17条の規定の適用を受けた職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得て定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

(平29規程1・追加)

(上位資格の取得等による昇格)

**第20条** 職員が第12条第2項第1号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得することとなった結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至った場合には、第19条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(平29規程1・一部改正)

(特別の場合の昇格)

**第21条** 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害となった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

**第22条** 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 第19条、第20条又は前条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇給が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(平15規程1、平18規程3、平29規程1・一部改正)

(降格)

第23条 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

2 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。

3 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させることができる。

(平29規程1・追加)

(降格の場合の号給)

**第23条の2** 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(平18規程3、平成23規程6・一部改正、平29規程1・旧第23条繰下)

**第24条から第30条まで** 削除

(平18規程3・削除)

#### 第4節 昇給

(平29規程1・一部改正)

(昇給日及び評価終了日)

**第31条** 規則第8条第3項の規定により昇給を行う同項の規程で定める日は、第34条又は第35条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とし、昇給日前における同項の規程で定める日は、昇給日前1年間における9月30日（以下「評価終了日」という。）とする。

(平18規程3・全部改正、平29規程1・一部改正)

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

**第32条** 規則第8条第3項の規程で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他理事長が定める事由とする。

(平17規程2・一部改正、平18規程3、平29規程1・全部改正)

(昇給区分及び昇給の号給数)

**第33条** 評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の

各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第1号ア若しくはイ又は第3号ア若しくはイに掲げる職員に該当するか否かの判断は、理事長の定めるところにより行うものとする。

(1) 昇給評語が上位又は中位の段階である職員(当該昇給評語がいずれも中位の段階である職員及び一の業績評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の昇給評語が中位の段階である職員にあっては、理事長の定める者に限る。)のうち、勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績が極めて良好である職員 A

イ アに掲げる職員以外の職員 B

(2) 前号及び次号に掲げる職員以外の職員 C

(3) 昇給評語のいずれかが下位の段階である職員、評価終了日以前1年間において懲戒処分を受けた職員及び第32条に規定する事由に該当した職員並びに規則第8条第3項後段の適用を受けることとなった職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

ア 勤務成績がやや良好でない職員 D

イ 勤務成績が良好でない職員 E

2 前項の場合において、同項第3号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同号に定める昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同号の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、同号アに掲げる職員にあってはCの昇給区分に、同号イに掲げる職員にあってはC又はDの昇給区分に決定することができる。

3 職員が派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部又は一部がない場合には、第1項の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、同項に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

4 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 理事長の定める事由以外の事由によって評価終了日以前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第1項第3号イに掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 理事長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

5 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

できる。

- 6 前各項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、理事長が定める。
- 7 規則第8条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の3に定める昇給号給数表（次項において「昇給号給数表」という。）に定める号給数とする。
- 8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不適當であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 9 前年の昇給日後に、新たに職員となった者又は第22条第3項若しくは第37条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となった者又は当該号給を決定された者にあつては、理事長の定める数）に、その者の新たに職員となった日又は当該号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（理事長の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で理事長の定める号給数）とする。
- 10 前3項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 11 第7項から第9項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第7項から第9項までの規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 12 一の昇給日において第1項又は第3項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員、第6項の理事長の定める割合等を考慮して理事長が定める。

（平17規程2・一部改正、平18規程3・全部改正）

（研修、表彰等による昇給）

**第34条** 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の定めるところにより、当該各号に定める日に、規則第8条第3項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことに

より退職する場合 退職の日

(平17規程2・一部改正、平18規程3・全部改正)

(特別の場合の昇給)

**第35条** 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ理事長の承認を得て、理事長の定める日に、規則第8条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(平18規程3・全部改正)

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

**第36条** この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(平18規程3・全部改正)

### 第5節 降号

(平29規程1・一部改正)

**第36条の2** 規則第8条の2第3項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

(平29規程1・追加)

### 第6節 特別の場合における号給の決定

(平18規程3・一部改正)

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

**第37条** 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第22条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、その者の給料月額を理事長の定めるところにより上位の給料月額に決定することができる。

(平18規程3・一部改正)

(復職時における号給の調整)

**第38条** 休職にされ、若しくは育児休業の承認を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、休業の期間、派遣期間又は休暇の期間を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日、同日後における最初の昇給日又はその次の昇給日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合又は理事長が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(平18規程3・一部改正、平29規程1・全部改正)

(給料の訂正)

**第39条** 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ理事長の承認を得たときは、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来に向かって行うことができる。

(理事長の承認を得て定める基準等についての暫定措置)

**第39条の2** 第38条第2項に規定する理事長の承認を得て定めることとされている基準又は在級期間表において別に定めることとされている事項が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に理事長の承認を得て行うものとする。

(平29規程1・追加)

## 第7節 給料の支給

(給料の支給)

**第40条** 給料の支給日（規則第9条に規定する給料の支給日をいう。以下同じ。）後において新たに職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給することができる。

**第41条** 職員が月の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の初日から引き続いて休職にされ、育児休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月中の給料を復職し、又は職務に復帰した日後に支給することができる。

(規則附則第3項の規定により減ずる額の日割計算)

**第41条の2** 月の中途において、規則附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合、若しくは前条第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその月の規則附則第3項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

(平22規程14・追加)

(規則第30条第3項の勤務しない期間の範囲)

**第41条の3** 規則第30条第3項の勤務しない期間には、病気休暇（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日、規則第20条第1項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の理事長が定める日を除く。）が含まれるものとする。

- (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
- (2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- (3) その他理事長が定める場合

(平 23 規程 3・追加)

(規則第 30 条第 3 項の規定により給与を減額する日)

**第 41 条の 4** 一の負傷又は疾病による病気休暇が引き続いている場合においては、当該病気休暇の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇の日（1 回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額する。

2 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇が引き続いている場合においては、当初の病気休暇の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇の日につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額する。

3 前 2 項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

(平 23 規程 3・追加)

(月の中途において給与が減額される場合における給料の日割計算)

**第 41 条の 5** 月の中途において給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 50 を乗じて得た額が減額されることとなった場合における給料は、当該月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割によって計算する。

(平 23 規程 3・追加)

### 第 3 章 管理職手当

(職員の範囲)

**第 42 条** 規則第 11 条第 1 項に規定する規程で定める職員は、事務局長、事務局次長、課長、主幹、課長補佐、支配人及び副支配人の職にある者とする。

(平 17 規程 2、平 18 規程 3、平 22 規程 13・一部改正)

(管理職手当の月額)

**第 43 条** 管理職手当の月額は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長の職にある職員 84,600 円
- (2) 事務局次長の職にある職員 70,800 円
- (3) 課長、主幹又は支配人の職にある職員 62,000 円
- (4) 課長補佐又は副支配人の職にある職員 43,600 円

2 規則附則第 3 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に 100 分の 98.5 を乗じて得

た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（平15規程1、平18規程3、平19規程4、平22規程13、平22規程14・一部改正）

（支給しない場合）

**第44条** 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（規則第32条第1項の場合及び規則第30条第1項の規定に基づいて勤務しないことにつき承認のあった場合を除く。）は、管理職手当を支給しない。

（支給方法）

**第45条** 管理職手当は、一の月の分を次の月における給料の支給日に支給する。

#### 第4章 扶養手当

（届出）

**第46条** 新たに職員となった者に扶養親族（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「9級以上職員」という。）にあっては、規則第12条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に同条同項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長が別に定める扶養親族届兼扶養親族認定簿により理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は規則第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

（平28規程4・一部改正）

（認定）

**第47条** 理事長は、職員から前条に規定する届出があったときは、その届出の事実を確かめて扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長は、次に掲げる者を扶養親族とすることはできない。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は官公署、民間事業所等のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な収入があると見込まれる者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 理事長は、前3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

5 理事長は、第1項から第3項までの認定をしたときは、その認定に係る事項を扶養親族届兼扶養親族認定簿に記載しなければならない。



(支給の始期及び終期)

**第48条** 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同条第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(平28規程4・一部改正)

(支給額の改定)

**第49条** 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前条ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第46条第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第46条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るものがある9級以上職員が9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第46条の規定による届出に係るものがある給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）が8級職員及び9級以上職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第46条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある職員で9級以上職員以外のものが9級以上職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第46条の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級以上職員以外のものが8級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るもののうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合

(平28規程4・一部改正)

(事後の確認)

**第50条** 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が規則第12条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第47条第4項の規定を準用する。

(支給方法)

**第51条** 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までには扶養手当に係る事実が確認できないため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

## 第5章 地域手当

(平18規程3・一部改正)

(支給方法)

**第52条** 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 規則附則第3項第2号から第4号まで、第5項及び第6項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。

(平18規程3、平22規程14・一部改正)

## 第6章 住居手当

(適用除外職員)

**第53条** 規則第14条第1項第1号の規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（規則第12条第2項に規定する扶養親族で第46条の届出がされている者に限る。以下同じ。）以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(2) 愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）が借り受けた住宅を貸与され、使用料を支払っている職員

(平15規程4・一部改正)

**第54条及び第55条** 削除

(平22規程4・削除)

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

**第56条** 規則第14条第1項第2号の規程で定める住宅は、第53条第1項に規定する住

宅とする。

(平22規程4・一部改正)

(権衡職員の範囲)

**第57条** 規則第14条第1項第2号の規程で定めるものは、第83条に該当する職員（就業規則第34条の2又は第34条の3の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）を除く。）で、同条第3号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動の直前の住居であった住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして理事長の定める住宅を借り受け、家賃を支払っているものとする。

(平22規程4、平27規程6、平29規程1・一部改正)

**第58条** 削除

(平15規程4・削除)

(届出)

**第59条** 新たに規則第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が別に定める住居届兼住居手当認定簿により、その居住する実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(平22規程4・一部改正)

(確認及び決定)

**第60条** 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規則第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居届兼住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定基準)

**第61条** 第59条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

**第62条** 住居手当の支給は、職員が新たに規則第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第59条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものと

する。

(平15規程4・一部改正)

(事後の確認)

**第63条** 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が規則第14条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(支給方法)

**第64条** 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに住居手当に係る事実が確認できないため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(平成28年改正規程附則第3項から第5項の規定が適用される間の読替え)

**第64条の2** 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第53条中「第46条」とあるのは、「愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号）附則第3項から第5項の規定により読み替えられた第46条」とする。

(平29規程1・追加)

## 第7章 通勤手当

(用語の意義等)

**第65条** 規則第15条及びこの規程に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務所との間を往復することをいう。

2 規則第15条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに同条及びこの規程に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

**第66条** 職員は、新たに規則第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、理事長が別に定める通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤手当を受けている職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

(確認及び決定)

**第67条** 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規則第15条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が別に定める通勤手当認定簿に記載するものとする。

(平16規程1・一部改正)

(支給範囲の特例)

**第68条** 規則第15条第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、

身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める者とする。

(交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

**第69条** 交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

(平16規程1・一部改正)

**第70条** 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の通勤時間（愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第7号。以下「勤務時間等規則」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

(平22規程8、平29規程1・一部改正)

**第71条** 規則第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（規則第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（就業規則第34条の3に規定する短時間勤務の職員にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 前条ただし書に該当する場合には、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前2号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額

(平14規程2、平16規程1、平22規程4、平27規程6・一部改正)

(自動車等使用者の支給額)

**第72条** 規則第15条第1項第2号に掲げる職員の通勤手当の月額、自動車等の使用距離の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

自動車等の使用距離	月 額
片道5キロメートル未満	2,000円
片道5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

片道10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
片道15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円
片道20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
片道25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円
片道30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
片道35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円
片道40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
片道45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
片道50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
片道55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円
片道60キロメートル以上	31,600円

(平16規程1、平26規程3・一部改正)

**第73条 削除**

(平26規程3・削除)

(再雇用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

**第74条** 規則第15条第2項第2号の規程で定める職員は、平均1か月当たりの通勤所要回数が常時勤務を要する職員の通勤所要回数に満たない職員とし、規程で定める割合は、21から通勤所要回数の数を差し引いた数を21で除した割合とする。

(平14規程2・追加)

(併用者の区分及び支給額)

**第74条の2** 規則第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第15条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 規則第15条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1

か月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 規則第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。)が同条第2項第2号に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。)同項第1号に定める額

(3) 規則第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員(第1号に掲げる職員を除く。)同項第2号に定める額

(平14規程2・旧第74条繰下、平16規程1、平17規程2・一部改正)

(交通の用具)

**第75条** 規則第15条第1項第2号に規定する規程で定める交通の用具は、自動車、自転車(原動機付きのものを含む。)その他の原動機付きの交通用具とする。ただし、組合の所有に属するものを除く。

(支給日等)

**第75条の2** 通勤手当は、支給単位期間(第2項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第77条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の前月の規則第9条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 規則第15条第3項の規程で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規程で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして規則第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が規則第15条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(平16規程1・追加、平18規程3・一部改正)

(支給の始期及び終期)

**第76条** 通勤手当の支給は、職員が新たに規則第15条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合

においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項に規定する要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第66条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

（平16規程1・一部改正）

（支給できない場合）

**第77条** 規則第15条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（平16規程1・一部改正）

（事後の確認）

**第78条** 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が規則第15条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（平16規程1・一部改正）

（返納の事由及び額等）

**第79条** 規則第15条第4項の規程で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は規則第15条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において就業規則第24条の規定により休職にされ、同規則第27条の規定により停職にされ、又は愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第8号。以下「育児休業規則」という。）の規定により育児休業をしている場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合



2 交通機関等に係る通勤手当に係る規則第15条第4項の規程で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの運賃等相当額等（第74条の2第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び規則第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、理事長が定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第75条の2第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び理事長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

3 規則第15条第4項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当を事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（平16規程1・全部改正、平18規程3・一部改正）

（支給単位期間）

**第79条の2** 規則第15条第5項の規程で定める期間は、次の各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1か月

2 前項第1号に掲げる交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項

の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 就業規則第34条の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年公告第1号）第4条に定める所属所又は全国市町村職員共済組合連合会に勤務を命じられ、育児休業規則第2条の規定により育児休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- (3) その他理事長の定める事由が生ずること。

（平16規程1・追加、平25規程4・一部改正）

**第79条の3** 支給単位期間は、第76条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の途中において就業規則第24条の規定により休職にされ、同規則第27条の規定により停職にされ、又は育児休業規則の規定により育児休業をしている場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復帰等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日から開始する。

（平16規程1・追加）

## 第8章 単身赴任手当

（やむを得ない事情）

**第80条** 規則第16条第1項及び第3項の規程で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

（通勤困難の基準）

**第81条** 規則第16条第1項本文及びただし書並びに第3項の規程で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤

が困難であると認められること。

(加算額等)

**第82条** 規則第16条第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

2 規則第16条第2項の規程で定める距離は、100キロメートルとする。

3 規則第16条第2項の規程で定める額は、交通距離の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

交通距離		月額
100キロメートル以上	300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上	2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上	2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上		70,000円

(平11規程1、平26規程3・一部改正)

(権衡職員の範囲等)

**第83条** 規則第16条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 就業規則第34条の2第1項又は第34条の3第1項の規定による採用（就業規則第34条第1項の規定により退職した日（当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号及び第7号において「再雇用」という。）に伴い、住居を移転し、第80条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該再

雇用の直前の住居から当該再雇用の直後の勤務所に通勤することが第81条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

- (2) 勤務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第80条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務所に通勤することが第81条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動の直後の勤務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (3) 勤務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第80条に規定するやむを得ない事情に準じて理事長の定める事情（以下単に「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務所に通勤することが第80条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動の直後の勤務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (4) 勤務所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下この章において「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後の勤務所に通勤することが第81条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後の勤務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (5) 勤務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第80条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務所に通勤することが第81条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動の直後の勤務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 勤務所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後の勤務所に通勤することが第81条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後の勤

務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

(7) 第2号から前号までの規定中「勤務所を異にする異動に伴い」とあるのを「他の地方公務員共済組合に勤務する職員、地方公務員又は国家公務員から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は再雇用に伴い」と、「異動」とあるのを「適用又は再雇用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者に限る。）

(8) その他規則第16条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員

(平27規程6・一部改正)

(支給の調整)

**第84条** 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他これに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

**第85条** 新たに規則第16条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が別に定める単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場所において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

**第86条** 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規則第16条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を理事長が別に定める単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

**第87条** 単身赴任手当の支給は、職員が新たに規則第16条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第85条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、

その日の属する月) から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

**第88条** 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が規則第16条第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給方法)

**第89条** 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できないため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

## 第9章 削除

(平18規程3・削除)

**第90条及び第91条** 削除

(平18規程3・削除)

## 第10章 食事手当

(支給方法)

**第92条** 第45条の規定は、食事手当の支給について準用する。

## 第11章 時間外勤務手当及び休日勤務手当

(時間外勤務等の命令)

**第93条** 理事長又はその委任を受けた者は、時間外勤務又は休日勤務を命じようとする場合は、理事長が別に定める時間外勤務等命令（処理）簿に記載して行わなければならない。

(時間外勤務手当の支給割合)

**第94条** 規則第19条第2項の規程で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 規則第19条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125
  - (2) 規則第19条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135
- 2 規則第19条第4項の規程で定める割合は、100分の25とする。

(平14規程2・一部改正)

**第94条の2** 給与規則第19条第5項第1号の理事長が規程で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等規則第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（理事長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則施行規程（平成10年愛知県都市職員共済組合規程第3号。以下「勤務時間等施行規程」という。）第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(2) 正規の勤務時間以外の時間に勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等規則第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同項の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他理事長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間等施行規程第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して理事長が定める日

（平22規程8・追加）

（休日勤務手当の支給割合）

**第95条** 規則第20条第2項の規程で定める割合は、100分の135とする。

（勤務1時間当たりの給与額を算定する場合に減ずる時間）

**第96条** 規則第29条に規定する規程で定める時間は、7時間45分に一の年度における愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第7号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条第1項に規定する祝日法による休日（これらの日が週休日に当たるときは、当該日を除く。）及び年末年始の休日（これらの日が週休日に当たるときは、当該日を除く。）の合計日数を乗じて得た時間とする。

（平22規程4・一部改正）

（支給方法）

**第97条** 第45条の規定は、時間外勤務手当及び休日勤務手当について準用する。

2 職員が勤務時間規則第8条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、勤務時間規則第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月とする。

(平22規程8・一部改正)

## 第12章 宿日直手当

(支給方法)

**第98条** 第45条の規定は、宿日直手当について準用する。

## 第13章 管理職員特別勤務手当

(管理職員特別勤務手当の額等)

**第99条** 規則第22条第3項の規程で定める額は、各号の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	第 1 号	第 2 号
職務の級 8 級の職員	10,000円	5,000円
職務の級 7 級の職員	8,000円	4,000円
職務の級 6 級の職員	6,000円	3,000円

2 前項の規定にかかわらず、規則第22条第1項及び第2項の規定により勤務した時間が1時間に満たない場合には、管理職員特別勤務手当を支給しない。

3 規則第22条第3項第1号の規程で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

4 規則第22条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした同条第1項に規定する管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(平18規程3、平26規程3、平27規程6・一部改正)

(管理職員特別勤務実績簿)

**第100条** 理事長は、管理職員特別勤務実績簿を別に定め、必要事項を記入のうえ、これを保管しなければならない。

(支給方法)

**第101条** 第45条の規定は、管理職員特別勤務手当の支給について準用する。

## 第14章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当の支給)

**第102条** 規則第23条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（規則第25条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者（就業規則第24条第1号の規定に該当して休職にされている職員



のうち給与の支給を受けていない職員をいう。)

- (2) 刑事休職者（就業規則第24条第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 停職者（就業規則第27条の規定により停職にされている職員をいう。)
- (4) 臨時又は非常勤職員（規則第33条の規定の適用を受ける職員をいう。)
- (5) 育児休業をしている職員のうち、育児休業規則第9条第1項に規定する職員以外の職員

(平12規程2、平16規程1、平23規程6・一部改正)

**第103条** 規則第23条第1項後段の規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) その退職又は失職後基準日までの間において規則の適用を受ける職員となった者

**第104条** 規則第32条第5項ただし書の規程で定める職員は、前条第2号に掲げる職員とし、この職員には期末手当を支給しない。

**第105条** 基準日前1か月以内において規則の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(加算を受ける職員及び加算割合)

**第106条** 規則第23条第5項(第26条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規程で定める職員の区分及び割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

- (1) 職務の級8級の職員 100分の20
- (2) 職務の級7級及び6級の職員 100分の15
- (3) 職務の級5級及び4級の職員 100分の10
- (4) 職務の級3級(主任に限る。)の職員 100分の5

(平17規程2、平18規程3・一部改正)

(期末手当に係る在職期間)

**第107条** 規則第23条第2項に規定する在職期間は、規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第102条第3号及び第4号に掲げる職員(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)として在職した期間は、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間(規則第32条第1項の規定の適用を受ける休職者であ

った期間を除く。)については、その2分の1の期間

(平12規程2、平25規程3・一部改正)

**第108条** 基準日以前6か月以内の期間において、第16条各号に掲げる者（当該各号に掲げる者のうち、理事長が定めるものに限る。）が引き続き規則の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項の規定を準用する。

(平15規程1・一部改正)

**第109条** 期末手当の基準日に離職し、又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は、規則第23条第1項の「それぞれ在職する職員」に該当するものとする。

**第110条** 期末手当の計算の基礎となる給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額（以下この条において「給与月額」という。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 休職者の場合には、規則第32条に規定する支給率を乗じない給与月額
- (2) 規則第30条の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の給与月額。  
ただし、負傷又は疾病により給料が半減される場合には、減額後の給与月額
- (3) 懲戒処分により給与を減ぜられた場合には、減ぜられない給与月額

(平18規程3・一部改正)

(期末手当の支給の一時差止等)

**第111条** 規則第25条及び第26条（これらの規定を規則第26条第5項及び第32条第6項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項に掲げる者が引き続き規則の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

3 理事長は、規則第25条第4項に規定する処分書の交付をしようとするときに、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公報（愛知県都市職員共済組合公報発行規程（昭和37年愛知県都市職員共済組合規程第1号）に規定する公報をいう。）に掲載することをもってこれに代えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過した時に処分書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、規則第25条第2項に規定する一時差止処分を取り消した場合には、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

5 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当の支給)

**第112条** 規則第26条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（規則第26条第5項において準用する規則第24条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員

以外の職員とする。

- (1) 休職にされている者（規則第32条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）
- (2) 第102条第3号又は第4号に該当する者
- (3) 育児休業をしている職員のうち、育児休業規則第9条第1項に規定する職員以外の職員

（平12規程2、平23規程6・一部改正）

**第113条** 規則第26条第1項後段の規程で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない。ただし、第2号及び第3号（理事長が定めるものに限る。）に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者
- (2) 第103条第2号に掲げる者
- (3) その退職に引き続き第16条各号に掲げる者となったもの

2 第105条の規定は、前項の場合に準用する。

**第114条** 第109条に掲げる者は、規則第26条第1項の「それぞれ在職する職員」に該当するものとする。

**第115条** 規則第26条第1項後段の「前項の職員」には、第112条各号に規定する職員は該当しないものとする。

（勤勉手当の支給割合）

**第116条** 規則第26条第2項に規定する勤勉手当の割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（次条において「期間率」という。）に第120条に規定する職員の勤務成績による割合（第120条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

**第117条** 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第9に定める勤勉手当の勤務期間率表に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

**第118条** 前条に規定する勤務期間は、規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第102条第3号又は第4号に掲げる職員（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間
- (2) 育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（規則第32条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）

- (4) 規則第30条の規定により給与を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病（業務上又は通勤による傷病を除く。）により勤務しなかった期間から週休日、勤務時間等規則第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、生理日の就業が著しく困難なため病気休暇の承認を得て勤務しなかった者についてその病気休暇の期間（連続する2暦日に係る期間に限る。）を除く。
- (6) 勤務時間等規則第15条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日及び休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 勤務時間等規則第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児休業規則第26条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

（平12規程2、平22規程8、平23規程6、平29規程1・一部改正）

**第119条** 第108条第1項の規定は、前条に規定する規則の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

（平15規程1・一部改正）

（勤勉手当の成績率）

**第120条** 成績率は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。

- (1) 再雇用職員以外の職員 100分の150
- (2) 再雇用職員 100分の80

（平14規程2、平15規程1、平18規程3、平27規程6・一部改正）

（支給日）

**第121条** 規則第23条第1項及び第26条第1項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表10に定める期末手当及び勤勉手当の支給日表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは、同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは、同欄に定める日の前日とする。

（端数計算）

**第122条** 規則第23条第2項の期末手当基礎額又は規則第26条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 規則附則第3項第3号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（規則第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に第106条に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（規則附則第3項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第1号の給料月額減額基礎額をいう。）及びこれに対する地域手当の月額の合計額（規則第23条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第106条に定める割合を乗じて得た額を加算した額））
- (2) 規則附則第3項第4号に規定する勤勉手当減額対象額（同項第1号の最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額）

（平22規程14・一部改正）

## 第15章 雑則

（その他の事項）

**第123条** この規程に規定するもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

（平14規程1・一部改正）

（経過措置）

- 2 第33条第4号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成7年法律第107号）」とあるのは、平成11年3月31日までの間にあっては、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」とする。

（平14規程1・一部改正）

- 3 施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における職務の級は、施行日に昇格又は降格する職員を除き、施行日の前日においてその者が適用を受けていた職務の級と同一の級とする。
- 4 前項の規定により職務の級を定められる職員の施行日における号給又は給料月額は、施行日の前日において職務の級の号給を受けていた職員にあっては、その号給と号数を同じくする号給とし、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあっては、その金額とする。ただし、前項の規定により職務の級を2級に定められる職員にあっては、本文の規定にかかわらず、施行日の前日の号給から3号給下位の号給とする。
- 5 施行日に施行日前に職員が現に受けていた号給を受けるに至った時から12月を経過するときは、前項の規定にかかわらず、1号給上位の号給に昇給させる。施行日前に職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員が現に受けていた給料月額を受けるに至った時から24月を経過するときも昇給させる。

- 6 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員の施行日以後における最初の規則第8条第4項、第5項、第6項ただし書、第7項ただし書及び第8項の規定の適用については、その者の施行日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間を施行日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。
- 7 施行日の前日から引き続き在職する職員のうち平成4年4月1日から平成8年3月31日までの間に昇給をしなかった職員で一宮市初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成4年一宮市規則第43号）附則第5項の規定の適用を受けたものを施行日から平成14年3月31日までの間に最初に昇格させた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合に当該昇格の日の前日に受けることとなる給料月額及びこれを受けることとなったとみなすことのできる日から当該昇格の日の前日までの期間に相当する期間を基礎として、第22条又は第25条の規定を適用するものとする。
- 8 施行日前に職員の給与に関してなされた決定その他の手続きは、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

**附 則**（平成11年2月23日規程第1号）

改正 平成18年3月31日規程第3号

（施行期日等）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第25条第1項、第28条及び第31条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程は、平成10年4月1日から適用する。

**附 則**（平成12年2月29日規程第2号）

この規程は、公告の日から施行し、平成12年1月1日から適用する。ただし、第1条中別表第1の改正規定は、平成12年4月1日から施行し、同条中別表第7の改正規定は、平成11年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年2月26日規程第1号）

この規程は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年2月26日規程第2号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年2月27日規程第1号）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関するこの規程による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程第108条第1項の規定の適用については、同項中「6か月」とあるのは、「3か月」とする。

**附 則**（平成15年11月25日規程第4号）

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

**附 則**（平成16年3月5日規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年11月30日規程第2号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日規程第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
（改正規則附則第2項適用職員の在職年数等に関する経過措置）
- 2 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第3号）附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（次項において「改正規則附則第2項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規程による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程の一部を改正する規程（以下「新規規程」という。）別表第2の階級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
  - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が2級若しくは5級であった職員 旧級及び旧級1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続いて在職していた期間
  - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正規則附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31日までの間における新規規程第19条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、2級若しくは5級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあつては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第3号）附則第2項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算1年以上、旧級が同規則附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあつては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。  
（切替日における昇格又は降格の特例）
- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規規程第22条又は第23条の規定を適用する。  
（初任給に関する経過措置）
- 5 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について新規規程第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から同規程第11条第1項の規

定による号給（同規程第13条の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4で除して得た数の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成22年1月1日前となるものの採用における号給は、同規程第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年の10月1日以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における同規程第31条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。（平成19年1月1日における職員の昇給の号給数等）

- 6 平成19年1月1日において、職員を規則第8条第3項の規定による昇給（同規程第34条又は第35条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に新たに職員となった職員又は切替日後に同規程第22条第3項若しくは第37条の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1年未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が零となる職員
- (2) 規則第8条第5項の規定の適用を受ける職員で次項第2号又は第3号に掲げる職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる職員（規則第8条第5項の規定の適用を受けるものを除く。）で理事長が昇給させることが相当でないと認めるもの

- 7 職員の基準号給数は、新規程第32条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上（その職務の級が7級以上である職員にあっては、4号給以上。規則第8条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、2号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である職員 4号給（その職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給。規則第8条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、2号給）
- (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下（その職務の級が7級以上である職員にあっては2号給以下。規則第8条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、1号給以下）

- 8 理事長の定める事由以外の事由によって平成18年12月31日までの期間（当該期間



の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員については、前項第3号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

- 9 附則第6項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月1日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 10 附則第7項第1号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号級数の合計は、職員の定数等を考慮して理事長が定める。
- 11 新規程第43条に規定する管理職手当の支給割合については、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、同条各号に規定する割合に100分の20を乗じた率を減じた割合を適用する。
- 12 新規程第75条の2の規定は、平成18年5月分以後の通勤手当について適用し、同年4月分以前の通勤手当については、なお従前の例による。
- 13 新規程第106条に規定する加算を受ける職員及び加算割合については、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、同条第1号から第3号までに規定する職員は定められた割合に100分の5を減じた割合を適用する。

#### 附 則 (平成19年6月29日規程第4号)

改正 平成22年12月20日規程第14号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 規則第11条第2項の規定により管理職手当を支給する職員のうち、この規程による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程(以下「新規則」という。)第43条第1項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額(規則附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、規則施行規程第43条第1項の規定による管理職手当)のほか、新規程第43条第2項の規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(規則附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当の月額として支給する。
  - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもの次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成21年愛知県都市職員共済組合規則第12号）の施行の日において同規則附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者（以下「平成21年度減額改定対象職員」という。） 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.83を乗じて得た額

(2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもの次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成21年度減額改定対象職員 施行日の前日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額（ロにおいて「降格後相当区分仮定額」という。）

ロ イに掲げる職員以外の職員 降格後相当区分仮定額に100分の99.83を乗じて得た額

(3) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前2号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額

(4) 特別の事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前3号に掲げる職員に準ずるものとして理事長が定める職員 前3号の規定に準じて理事長が定める額

4 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程の一部を改正する規程（平成18年愛知県都市職員共済組合規程第3号）附則第11項の規定は、この規程による改正後の第43条及び前2項の規定による管理職手当に適用する。この場合において、平成19年7月1日以後の分について、附則第11項中「支給割合」を「支給額」に、「割合」を「額」に読み替えるものとする。

**附 則**（平成22年3月31日規程第4号）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の前日に、この規程による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程第54条及び第55条の規定により支給中の住居手当については、支給期間が終了するまでの間、従前の例による。

**附 則**（平成22年9月24日規程第8号）

この規程は、公告の日から施行する。

**附 則**（平成22年11月 1 日規程第13号）

この規程は、公告の日から施行する。

**附 則**（平成22年12月20日規程第14号）

この規程は、公告の日から施行する。

**附 則**（平成23年 3 月31日規程第 3 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成23年11月30日規程第 6 号）

この規程は、平成23年12月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 25 年 3 月 22 日規程第 3 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 8 の適用については、当該期間のうち平成 25 年 4 月 1 日前の期間については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成25年 6 月20日規程第 4 号）

この規程は、公告の日から施行する。

**附 則**（平成 26 年 12 月 5 日規程第 3 号）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第 82 条及び第 99 条の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 平成30年 3 月31日までの間における第82条第 3 項の規定の適用については、同項で定める額を超えない範囲内で理事長が別に定める。

**附 則**（平成 27 年 2 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、公告の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成27年 3 月31日規程第 4 号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年 6 月30日規程第 6 号）

この規程は、公告の日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成28年12月 8 日規程第 4 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
（給与の内払）
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。  
（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）
- 3 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間は、改正後の規程第49条第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、改正後の規程第46条、第48条及び第49条の規定の適用については、第46条中「扶養親族（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの（以下「9 級以上職員」という。））にあっては、規則第12

条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に同条同項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同条第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは、「場合」と、同条中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は規則第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とある

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者 (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者たる子又は規則第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要

件を欠くに至った場合を除く。)

と、第48条中「扶養親族（9級以上職員

員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第46条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第49条中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第46条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養

親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同条第2号中「扶養親族(9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の規程第49条第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の規程第46条、第48条及び第49条の規定の適用については、第46条中「扶養親族(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「9級以上職員」という。)にあつては、規則第12条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)に限る。)」がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に同条同項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合(9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同条第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは、「場合」と、第48条中「扶養親族(9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第46条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第49条中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同条第2号中「扶養親族(9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の規程第49条第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の規程第46条、第48条及び第49条の

規定の適用については、第46条中「扶養親族（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「9級以上職員」という。）にあつては、規則第12条第2項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）に限る。）がある場合、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に同条同項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）とあるのは「扶養親族」と、同条第1号中「場合（9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同条第2号中「場合及び9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは、「場合」と、第48条中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級以上職員から9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第46条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第46条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級以上職員以外の職員から9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第49条中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同条第2号中「扶養親族（9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同条第4号中「給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「8級職員」という。）が8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員が8級以上職員」と、同条6号中「8級職員及び9級以上職員」とあるのは「8級以上職員」と、「が8級職員」とあるのは、「が8級以上職員」とする。

（委任）

- 6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則（平成29年2月28日規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
（平成30年3月31日までにおける昇格に関する経過措置）
- 2 職員の昇格については、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して2年間は、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程（以下「改正後の規程」という。）第19条第2項第3号イの規定は、適用しない。  
（平成29年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）
- 3 平成29年1月1日に行われる愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第9号）第8条第3項の規定による昇給

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

については、改正後の規則第 31 条中「日は、昇給日前 1 年間における 9 月 30 日（以下「評価終了日」という。）」とあるのは、「期間は、平成 28 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」とする。

- 4 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分及び昇給の号給数については、なお従前の例による。

（雑則）

- 5 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

**別表第1** 等級別基準職務表（第4条関係）

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	係長の職務
5級	高度の知識又は経験を必要とする係長の職務
6級	1 課長補佐の職務 2 保養所の副支配人の職務
7級	1 事務局次長、課長又は主幹の職務 2 保養所の支配人の職務
8級	1 事務局長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする事務局次長の職務

(平12規程2、平15規程1・一部改正、平18規程3・全部改正、平19規程4・一部改正、平22規程13、平29規程1・全部改正)

**別表第2** 初任給基準表（第10条、第11条関係）

学 歴 免 許 等	初 任 給
大 学 卒	1級 25号級
短 大 卒	1級 15号級
高 校 卒	1級 5号級
中 学 卒	別に定める

(平18規程3、平29規程1・全部改正)



別表第3 学歴免許等資格区分表（第12条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

（平15規程1、平19規程4・一部改正、平29規程1・全部改正）

別表第4 経験年数換算表（第14条の2関係）

経	歴	換 算 率
共済組合の職員、地方公務員、 国家公務員又は旧公共企業 体、政府関係機関、地方公共 団体関係機関若しくは外国政 府の職員としての在職期間	職員として同種の職務に 従事した期間	$\frac{100}{100}$
	職員の職務とその種類が 類似する職務に従事した 期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下（他の職 員との均衡を著しく 失う場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下）
民間における企業体、団体等 の職員としての在職期間	職員としての職務にその 経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期 間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の 修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間		$\frac{20}{100}$ 以下（他の職 員との均衡を著し く失う場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下）

## 備考

経歴欄の下段の「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で理事長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を理事長が別に定める。

（平29規程1・全部改正）

別表第5 経験年数調整表（第14条の2関係）

学歴区分(甲)	学歴免許等の区分																
	基準学歴区分				学歴区分(乙)												
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	博士課程修了 後のものに限る。 (大学6卒)	博士課程修了	修士課程修了	専門職学位課程修了	大学6卒	大学専攻科卒	大学4卒	短大3卒	短大2卒	短大1卒	高校専攻科卒	高校3卒	高校2卒
博士課程修了	+5年	+6.5年	+9年	+9年	-1年		+3年	+3年	+3年	+4年	+5年	+6年	+6.5年	+8年	+8年	+9年	+10年
修士課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
専門職学位課程修了	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学6卒	+2年	+3.5年	+6年	+6年	-4年	-3年				+1年	+2年	+3年	+3.5年	+5年	+5年	+6年	+7年
大学専攻科卒	+1年	+2.5年	+5年	+5年	-5年	-4年	-1年	-1年	-1年		+1年	+2年	+2.5年	+4年	+4年	+5年	+6年
大学4卒		+1.5年	+4年	+4年	-6年	-5年	-2年	-2年	-2年	-1年		+1年	+1.5年	+3年	+3年	+4年	+5年
短大3卒	-1年	+0.5年	+3年	+3年	-7年	-6年	-3年	-3年	-3年	-2年	-1年		+0.5年	+2年	+2年	+3年	+4年
短大2卒	-2年	+0.5年	+2年	+2年	-8年	-7年	-4年	-4年	-4年	-3年	-2年	-1年	+0.5年	+1年	+1年	+2年	+3年
短大1卒	-3年	+1.5年	+1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	+1.5年			+1年	+2年
高校専攻科卒	-3年	+1.5年	+1年	+1年	-9年	-8年	-5年	-5年	-5年	-4年	-3年	-2年	+1.5年			+1年	+2年
高校3卒	-4年	+2.5年			-10年	-9年	-6年	-6年	-6年	-5年	-4年	-3年	+2.5年	-1年	-1年		+1年
高校2卒	-5年	+3.5年	-1年	-1年	-11年	-10年	-7年	-7年	-7年	-6年	-5年	-4年	+3.5年	-2年	-2年	-1年	
中学卒	-7年	+5.5年	-3年	-3年	-13年	-12年	-9年	-9年	-9年	-8年	-7年	-6年	+5.5年	-4年	-4年	-3年	-2年

## 備考

- 1 学歴区分(甲)欄並びに基準学歴区分欄及び学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数は、その者の有する学歴区分(甲)欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分欄又は学歴区分(乙)欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬

学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分（甲）欄の「博士課程修了」の区分に対応する調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の調整年数とする。

- 4 この表の適用について理事長が別段の定めをした者の経験年数に係る調整年数は、理事長が別に定めるところによる。

（平15規程1・一部改正、平29規程1・全部改正）

#### 別表第6 在級期間表（第19条関係）

職 務 の 級				
2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
3	4	4	2	2

#### 備考

選考採用者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、「9」とする。

（平18規程3、平29規程1・全部改正）

別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2
15	1	1	1	7	7	3	3
16	1	1	1	8	8	4	4
17	1	1	1	9	9	5	5
18	1	2	2	10	10	6	6
19	1	3	3	11	11	7	7
20	1	4	4	12	12	8	8
21	1	5	5	13	13	9	9
22	1	6	6	14	14	10	10
23	1	7	7	15	15	11	11
24	1	8	8	16	16	12	12
25	1	9	9	17	17	13	13
26	1	10	10	18	18	14	14
27	1	11	11	19	19	15	15
28	1	12	12	20	20	16	16
29	1	13	13	21	21	17	17
30	1	14	14	22	22	18	18
31	1	15	15	23	23	19	19
32	1	16	16	24	24	20	20
33	1	17	17	25	25	21	21

## 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

34	2	18	18	26	26	21	22
35	3	19	19	27	27	22	23
36	4	20	20	28	28	22	24
37	5	21	21	29	29	23	25
38	6	22	22	30	30	23	25
39	7	23	23	31	31	24	26
40	8	24	24	32	32	24	26
41	9	25	25	33	33	25	27
42	10	26	26	34	34	25	27
43	11	27	27	35	35	26	28
44	12	28	28	36	36	26	28
45	13	29	29	37	37	27	28
46	14	30	30	38	38	27	28
47	15	31	31	39	39	28	28
48	16	32	32	40	40	28	29
49	17	33	33	41	41	29	29
50	18	34	34	42	41	29	29
51	19	35	35	43	42	29	29
52	20	36	36	44	42	29	29
53	21	37	37	45	43	30	30
54	22	38	38	46	43	30	30
55	23	39	39	47	44	30	30
56	24	40	40	48	44	30	30
57	25	41	41	49	45	31	30
58	25	41	42	50	45	31	31
59	26	42	43	51	46	31	31
60	26	42	44	52	46	31	31
61	27	43	45	53	47	31	31
62	27	43	45	54	47	31	
63	28	44	45	55	48	31	
64	28	44	46	56	48	31	
65	29	45	46	57	49	31	
66	29	45	46	58	49	31	
67	30	46	47	59	50	31	
68	30	46	47	60	50	32	
69	31	47	47	61	50	32	
70	31	47	48	62	50	32	
71	32	48	48	63	50	32	

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

72	32	48	48	64	50	32	
73	33	49	49	65	50	32	
74	33	49	49	66	50	32	
75	34	49	49	67	50	32	
76	34	49	50	68	50	32	
77	35	50	50	68	51	32	
78	35	50	50	68	51	32	
79	36	50	51	68	51	32	
80	36	50	51	68	51	32	
81	37	51	51	69	51	33	
82	37	51	52	69	51	33	
83	38	51	52	69	51	34	
84	38	51	52	69	51	34	
85	39	52	53	69	51	35	
86	39	52	53	70	51		
87	40	52	53	70	51		
88	40	52	53	70	51		
89	41	53	54	71	52		
90	41	53	54	72	52		
91	42	53	54	73	52		
92	42	53	54	74	52		
93	43	53	55	75	53		
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	55				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	56				
102		55	56				
103		55	57				
104		56	57				
105		56	57				
106		56	57				
107		56	57				
108		56	58				
109		56	58				

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

110		57	58				
111		57	58				
112		57	58				
113		57	59				
114		57					
115		57					
116		58					
117		58					
118		58					
119		58					
120		58					
121		58					
122		59					
123		59					
124		59					
125		59					

(平11規程1、平12規程2、平18規程3・全部改正、平25規程3、平27規程2、平27規程4、平29規程1・一部改正)



別表第7の2 降格時号給対応表（第23条関係）

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	58	41	41	33	33	42	38
26	60	42	42	34	34	44	40
27	62	43	43	35	35	46	42
28	64	44	44	36	36	48	47
29	66	45	45	37	37	52	52
30	68	46	46	38	38	56	57
31	70	47	47	39	39	67	61
32	72	48	48	40	40	80	61
33	74	49	49	41	41	82	61
34	76	50	50	42	42	84	61
35	78	51	51	43	43	85	61
36	80	52	52	44	44	85	61
37	82	53	53	45	45	85	61

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

38	84	54	54	46	46	85	61
39	86	55	55	47	47	85	61
40	88	56	56	48	48	85	61
41	90	58	57	49	50	85	61
42	92	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	
61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			
90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						
119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則施行規程

124	93						
125	93						

(平23規程6・追加、平27規程2、平27規程4、平29規程1・一部改正)

**別表第7の3** 昇給号給数表 (第33条関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4 (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにおいて、3)	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は規則第8条第5項に掲げる職員以外の職員に、下段の号給数は同項に掲げる職員に適用する。

(平29規程1・追加)

**別表第8** 休職期間等換算表 (第38条関係)

休職等の期間	換算率
規則第32条第1項の休職又は業務上の傷病による休暇の期間	$\frac{3}{3}$ 以下
派遣職員の派遣の期間	
勤務時間等規則第15条第1項に規定する介護休暇の期間	
規則第32条第2項の休職の期間	$\frac{1}{2}$ 以下
規則第32条第3項の休職の期間	$\frac{1}{3}$ 以下
規則第32条第4項の休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	$\frac{3}{3}$ 以下
育児休業の期間	$\frac{100}{100}$ 以下

(平25規程3、平29規程1・全部改正)

**別表第9** 勤勉手当の勤務期間率表（第117条関係）

勤 務 期 間	割 合
6  か 月	100 分 の 100
5  か 月 15 日 以 上 6  か 月 未 満	100 分 の 95
5  か 月 以 上 5  か 月 15 日 未 満	100 分 の 90
4  か 月 15 日 以 上 5  か 月 未 満	100 分 の 80
4  か 月 以 上 4  か 月 15 日 未 満	100 分 の 70
3  か 月 15 日 以 上 4  か 月 未 満	100 分 の 60
3  か 月 以 上 3  か 月 15 日 未 満	100 分 の 50
2  か 月 15 日 以 上 3  か 月 未 満	100 分 の 40
2  か 月 以 上 2  か 月 15 日 未 満	100 分 の 30
1  か 月 15 日 以 上 2  か 月 未 満	100 分 の 20
1  か 月 以 上 1  か 月 15 日 未 満	100 分 の 15
15 日 以 上 1  か 月 未 満	100 分 の 10
15 日 未 満	100 分 の 5
零	零

**別表第10** 期末手当及び勤勉手当の支給日表（第121条関係）

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

（平15規程1・一部改正）